

がん放射線療法看護認定看護師養成課程入試委員会規程

(設置)

第1条 東京医療保健大学(以下「本学」という)放射線看護研修センターに、がん放射線療法看護認定看護師養成課程における入学試験に関する事項を審議するために、「がん放射線療法看護認定看護師課程に関する規程」第36条に基づき入試委員会を置く。

(審議事項)

第2条 入試委員会は、次に掲げる事項を審議する。

- (1) 入学者選抜の実施に係る方法及び組織に関する事項
- (2) 入学資格に関する事項
- (3) 入学者の募集方針に関する事項
- (4) 入学試験の方法に関する事項
- (5) 入学試験の判定に関する事項
- (6) 入学試験情報の公開及び開示に関する事項
- (7) その他入学試験の実施に関する事項

(構成)

第3条 入試委員会は、次に掲げる委員をもって充てる。

- (1) 放射線看護研修センター長
- (2) 主任教員、専任教員
- (3) 本学以外の委員2名以上(がん放射線療法看護認定看護師またはがん放射線看護師の実践経験をもつ者を含む)
- (4) その他放射線看護研修センター長が必要と認めた者

(委員長)

第4条 入試委員会に委員長を置き、前条第1号の委員をもって充てる。

- 2 委員長は、入試委員会を招集し、その議長となる。ただし、委員長に事故がある場合は、あらかじめ委員長が指名した委員が議長となる。

(定足数)

第5条 入試委員会は、委員の3分の2以上の出席によって成立し、議事は、出席者の過半数によって決する。

(庶務)

第6条 入試委員会の庶務は、放射線看護研修センターの事務職員が担当する。

(雑則)

第7条 この規程に定めるもののほか、入試委員会の運営に関し必要な事項は、放射線看護研修センター長が定める。

附 則

この規程は、平成30年1月9日から施行する。